

## 独立行政法人国立病院機構年度計画

平成17年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構の年度計画を次のとおり定める。

平成17年3月31日  
平成18年3月31日改正

独立行政法人国立病院機構  
理事長 矢崎 義雄

### 第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 診療事業

##### (1) 患者の目線に立った医療の提供

###### 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

各病院は、平成16年度に実施した患者満足度調査の分析結果を基に、引き続き必要なサービスの改善を行う。

###### セカンドオピニオン制度の実施

セカンドオピニオン制度の充実を図るため、相談しやすい環境（専門医の情報提供等）を整備するための具体的方策の検討を行うとともに、セカンドオピニオンを担当する医師を養成するための研修を行う。

また、セカンドオピニオン窓口の設置病院を増やし、国立病院機構において提供するセカンドオピニオンについて、質量ともに向上を図る。

###### 患者の価値観の尊重

平成16年度に実施した患者満足度調査の分析結果を参考に、必要なサービスの改善を進めるとともに、各病院におけるサービス改善を経年的にとらえるため、平成17年度においても患者満足度調査を実施する。

##### (2) 患者が安心できる医療の提供

###### 医療倫理の確立

各病院は、患者のプライバシー保護の観点から個人情報保護のための体制を整備するとともに、個人情報の適正な取扱いを図るため、自院のサービス内容を点検して必要な改善・整備を行う。情報公開についても、カルテの開示を行うなど積極的に取り組む。

また、臨床研究等を行う小規模病院等を支援するため、本部に設置した臨床研究中央倫理委員会で審議できることとし、国立病院機構のすべての病院が臨床研究等に関する倫理指針を遵守して、臨床研究を行うことができる体制を整える。

### **医療安全対策の充実**

我が国の医療安全対策の充実に貢献する観点から、すべての病院は、平成16年度に引き続き医療事故報告制度及び医薬品等安全性情報報告制度に協力する。

また、各病院の医療安全対策を充実させるため、引き続き医療安全に関する医療従事者の研修を行う。

さらに、特に報告例の多い人工呼吸器の安全に配慮した仕様の検討等を行う。

### **救急医療・小児救急等の充実**

地域住民と地域医療に貢献するために、救急医療・小児救急等に積極的に取り組むこととし、救急患者及び小児救急患者の受入数増を目指す。

## **(3) 質の高い医療の提供**

### **クリティカルパスの活用**

クリティカルパスの普及推進のため、研究会・研修会を開催するとともに、引き続きクリティカルパスの総作成数の増を図る。

また、平成15年度に比して、クリティカルパスの実施件数の20%以上の増を図る。

### **E B Mの推進**

臨床評価指標の測定を実施するとともに、各政策医療ネットワークにおいて、測定結果の分析と検討を行い、臨床評価指標の改善に努める。

### **長期療養者のQ O Lの向上等**

各病院は、引き続きボランティアの積極的な受入れや面談室の設置、患者家族の宿泊室の設置など、長期療養者のQ O Lの向上について自院のサービスを点検し、必要な見直しを行う。

また、重症心身障害児(者)等の在宅療養を支援するため、通園事業等の推進や在宅支援ネットワークへの協力を行う。

さらに、患者さんと最も接する医療サービスを提供している病棟において、長期療養者のQ O Lの向上を図るため従来の職種とは別に、新たに身体介助に関して専門的技術を有する療養介助職を配置する。

### **病診連携等の推進**

地域の医療機関との連携を図り、地域における的確な役割を担うため、各病院の地域医療連携室が中心となって紹介率と逆紹介率の引き上げを図るとともに、引き続き高額医療機器の共同利用数の増を図る。

### **政策医療の適切な実施**

各政策医療ネットワークにおいて、引き続き臨床評価指標等を活用して政策医

療等の実施状況を把握し、その質の向上を図る。

## 2 臨床研究事業

国立病院機構のネットワークを活用して EBM 推進のための臨床研究を進め、診療の科学的根拠となるデータを集積するとともに、国立病院総合医学会等を開催し、情報の発信に努める。

### (1) ネットワークを活用した EBM のためのエビデンスづくりの推進とそれに基づいた診療ガイドラインの作成

#### 一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進

平成 17 年度においては平成 16 年度よりさらに研究課題を増やし、国立病院機構の全国ネットワークを活用し、EBM 推進のための独自の臨床研究を推進する。

#### 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進

各臨床研究センターが作成した臨床研究 5 ヵ年計画（平成 16 年度～平成 20 年度）について、本部に設置した臨床研究推進委員会の意見も踏まえ、所要の見直しを行いつつ、引き続き着実に実施する。

#### 臨床研究センター及び臨床研究部の評価制度

臨床研究センターについては、臨床研究 5 ヵ年計画に基づき、中期目標の達成度を評価する。

また、臨床研究部については、平成 17 年度中にエビデンスづくりへの貢献（登録症例数等）を主な視点として、研究活動を評価するための基準を作成する。

### (2) 治験の推進

本部における治験支援体制を充実するとともに、治験に対する意識の向上を図るため医師等を対象とした治験研修及びこれまでは実績が少なかった医療機器を対象とした治験のための研修も実施し、病院の体制強化を行い、迅速で質の高い治験を実施する。

## 3 教育研修事業

### (1) 質の高い医療従事者の養成

#### 質の高い臨床研修医やレジデントの養成に基づく医師のキャリアパス制度の構築

良質な医師の養成に向けて、平成 18 年度から各診療科における質の高い研修を実施するため、到達目標を設定したプログラムで構成する研修コースを作成するとともに、医師の募集、選考を行う。

また、研修を修了した医師の認定を行い、さらに、キャリアパスに活用することとする。

#### 看護師のキャリアパス制度の構築

看護師のキャリアパス制度を充実し、良質な看護師の養成と確保に努める。

### **質の高い看護師等養成**

各養成所における第三者によるカリキュラム評価と地域に開かれた公開講座の実施に取り組む養成所数を、それぞれ平成16年度に比して増加させる。

### **E B Mの普及のための研修人材養成**

政策医療の推進のため、引き続き各政策医療ネットワークの取りまとめ病院が中心となって研修を行い、良質な医療従事者の養成を行う。

また、治験に関する研修等を行い、治験・臨床研究の推進を図る。

## **(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施**

引き続き地域の医療従事者を対象とした研究会等の内容を吟味し、地域の医療機関に対して参加を積極的に働きかける。

## **4 災害等における活動**

災害や公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、医療班の派遣等の迅速かつ適切な対応を図る。また、平成17年度においても、国立病院機構職員を対象とした災害医療研修を充実させる。

## **第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

平成16年度より実施した部門別決算と月次決算は、月次決算においては全施設において着実に実施したところであるが、部門別決算については未だ確立されていないことから、部門別決算の実施に努力するとともに、引き続き各病院がその財務状況を確実に把握できる体制の確立に努める。

### **1 効率的な業務運営体制の確立**

#### **(1) 本部・ブロック組織の役割分担**

##### **役割分担**

本部・ブロックの役割分担に基づく管理業務の充実を図っていく。とりわけ、ブロック事務所における業務については、病院の支援機能をさらに強化した管理業務を実施していく。

##### **効率的な管理組織体制**

本部と北海道東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国及び九州ブロックの6ブロック体制による効率的な管理業務を継続する。

##### **臨床研究及び治験支援体制の強化**

臨床研究及び治験の推進を図るため、本部が行う治験支援による収益及び費用について、本部内での経理区分を明確にするとともに、専門家を配置し本部の担当部門の体制を強化する。

## (2) 弾力的な組織の構築

### 院内組織の効率的・弾力的な構築

平成16年度の組織体制を基本に、平成16年度の実績も踏まえつつ各病院に係る地域事情や特性を考慮したより効率的な体制とする。

### 組織運営の方針

#### ア 副院長複数制の導入

副院長複数制及び特命副院長を増やしていく。新たに3施設で特命副院長を設置する。

#### イ 地域医療連携室の設置【平成16年度全施設設置済】

全施設に設置されている地域医療連携室の専任職員を増やしていく。新たに16施設で専任化を図る。

#### ウ 医療安全管理室の設置【平成16年度全施設設置済】

全施設設置されている医療安全管理室に専任職員を増やすこととし、新たに2施設で専任化を図る。

#### エ 看護部門の体制強化

看護部門については、病棟部門と外来部門の連携を図る。病棟部門については、医療の質の向上を図り、より効率的・効果的な病院運営が行えるよう上位基準取得に必要な看護師の確保を図るとともに、外来部門については、常勤職員及び非常勤職員の効率的な配置を行う。

#### オ 事務部門の改革

事務部門については、平成16年度にスリム化を実施した企画部門と管理部門の2課体制による効率的な運営を継続するとともに、部門別決算の実施に努める。

## (3) 職員配置

各部門における職員の配置については、平成16年度に引き続き各職員の職務と職責を考慮した、常勤職員と短時間非常勤職員による業務量の変化に対応した柔軟な配置とする。

## (4) 職員の業績評価等の適切な実施

平成16年度の冬季賞与で実施した管理職の業績評価を継続し、平成17年度は具体的に副院長等の年俸制を実施する。

併せて、平成16年度の民間の状況等の調査を踏まえた全職員に対する人事評価制度の導入に向けた検討を行う。

## (5) 外部評価の活用等

独立行政法人評価委員会の平成16年度実績に対する評価結果を、平成17年度後期及び平成18年度の病院運営に反映させるとともに、引き続き、全病院において監査法人による監査を実施する。

## (6) 看護師等養成所の再編成

平成17年度において、看護師等養成所を2施設廃止し、73施設とする。これ

に伴って専任教官充足のための教官再配置を行い、2施設を大型校とする。

また、平成18年度の新入学生の受け入れを24校で中止し、着実に再編成を実施する。

## 2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

個々の病院の特色・機能を十分に発揮させるとともに、院内の効率的・効果的な組織の構築や職員の適正な配置を行うことにより、診療報酬上の新たな基準等の取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて増収を図るとともにコスト削減に努め、個々の病院においても可能な限り収支相償を目指す。なお、収支相償を超える病院については、実績が評価されるよう引き続き年度末賞与を支給する。

また、平成17年3月31日をもって基本給の調整額を廃止し、4月1日から新たに特殊業務手当を創設する。

### (1) 業務運営コストの節減等

#### 材料費

材料費率の抑制を図るため、医薬品の共同購入を引き続き行うとともに、医療用消耗品等についても効率的な購入方法の検討を行う。

#### 人件費率等

適正な人員の配置に努めるとともに、業務委託については、平成17年度においても検査部門におけるブランチラボの導入及び給食業務の全面委託の導入を拡大し、引き続きコスト低減に十分配慮した有効活用を推進する。これらにより、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指して抑制を図る。

	平成16年度	平成17年度
ブランチラボ導入施設	2施設	5施設
給食業務の全面委託施設	4施設	5施設

#### 建築コスト

平成16年度に定めた「国立病院機構における建物整備の指針」に基づき、引き続きコスト削減に努める。

#### 院内売店、食堂、喫茶、駐車場等の運営、委託形態

適正な契約方法等により、引き続き収支の改善に努める。

#### 一般管理費の節減

平成17年度においても引き続き一般管理費（退職給付費用等を除く。）の経費節減に努めることとし、平成15年度と比し、15%以上節減できる体制を維持する。

### (2) 医療資源の有効活用

国立病院機構が有する人的・物的資源及びそのネットワークを有効に活用して、

経営改善を図るため、以下の取組を実施する。

#### **医療機器の効率的な利用の推進**

稼働率の低い医療機器等については、引き続き地域の医療機関との連携を強化し、その効率的な使用に努めて稼働率の向上を図る。

#### **病床の効率的な利用の推進**

引き続き病診連携・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮を図るとともに新規患者数を増加させる等により、収支の改善に努める。

### **(3) 診療事業以外の事業に係る費用の節減等**

平成16年度に引き続き、診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用節減に努める。

#### **臨床研究事業**

競争的資金の獲得のため、本部医療部研究課を窓口として、他省庁等との連絡調整、情報収集を行う。

また、国立病院機構すべての病院を結ぶ治験ネットワークを活用し、受託研究費額の増を図るとともに、実施率の改善等質の向上を目指す。

臨床研究のためのコンピュータネットワークシステムについては、費用対効果を十分に検討しつつ、より開放的で汎用性に富む効率的なシステムの開発に努める。

#### **教育研修事業**

平成17年度からは、看護師等養成所に係る入学金及び授業料を各養成所において以下を下限として改定する。これにより、より各養成所ごとの実情に合わせた運営を図る。

看護師、助産師、視能訓練士	
検定料	20,000円(20,000円)
入学金	180,000円(130,000円)
授業料	280,000円(210,000円)
理学療法士、作業療法士	
検定料	26,000円(26,000円)
入学金	238,000円(166,000円)
授業料	420,000円(283,200円)

(カッコ内は平成16年度単価)

### **(4) 財務会計システムの導入等IT化の推進**

引き続き財務会計システムの確実な稼働を図ることにより、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況の分析を行う。

また、病院ごとに、月次で部門別の決算を行い、毎月の財務状況を把握する。

各病院は、毎翌月25日頃に財務状況に係る評価会を開催し、その経営状況の分析を行い、問題点等に対する改善を行う。

### 第3 予算、収支計画及び資金計画

#### 1 経営の改善

平成17年度の予定損益計算において、経常収支率を100.3%とする。

#### 2 固定負債割合の改善

平成17年度の長期借入等の予定枠を330億円とするとともに、内部資金の有効活用により、機構の固定負債（長期借入金等の残高）を減少させる。

- 1 予算 別紙1
- 2 収支計画 別紙2
- 3 資金計画 別紙3

### 第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額 110,000百万円

#### 2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応

業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

### 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

### 第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）に充てる。

### 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

#### 1 人事に関する計画

##### 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。

技能職等の職種については、業務の簡素化・迅速化、アウトソーシング化等による効率化を図る。

また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、ブロック単位での職員一括採用を行うとともに、ブロック内での人事交流を促進するよう人事調整会議の運営を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施する。

##### 人員に係る指標

技能職について、平成17年度において、143人の純減を図る。

( 中期計画 714人 ÷ 5 = 142.8人 )



## **2 医療機器・施設設備に関する計画**

長期借入等及び自己資金を活用して、施設の経営状況を勘案しつつ医療機器・施設設備の整備を行う。

## **3 再編成業務の実施**

平成17年度に予定されている医王・金沢若松、大竹・原及び西鳥取・鳥取の3件の再編成を実施する。

## **4 機構が承継する債務の償還**

平成17年度の償還を約定どおり行う。

## 平成 17 年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	51,353
施設整備費補助金	11,861
施設整備資金貸付金償還時補助金	13,001
長期借入金等	32,989
業務収入	713,538
その他収入	5,354
計	828,096
支出	
業務経費	672,010
診療業務経費	600,841
教育研修業務経費	7,063
臨床研究業務経費	9,400
その他の経費	54,706
施設整備費	52,581
借入金償還	59,006
支払利息	21,043
その他支出	7,491
計	812,130

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 平成17年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	769,115
診療業務収益	711,583
医業収益	702,659
運営費交付金収益	4,296
その他診療業務収益	4,628
教育研修業務収益	3,715
看護師等養成所収益	3,325
研修収益	186
運営費交付金収益	31
その他教育研修業務収益	173
臨床研究業務収益	7,737
研究収益	3,728
運営費交付金収益	3,972
その他臨床研究業務収益	37
その他経常収益	46,080
財務収益	3
運営費交付金収益	42,986
その他	3,091
臨時利益	0
費用の部	771,506
診療業務費	679,751
人件費	380,544
材料費	160,281
諸経費	80,566
減価償却費	58,360
教育研修業務費	7,328
人件費	5,680
諸経費	1,556
減価償却費	93
臨床研究業務費	9,454
人件費	3,769
諸経費	5,148
減価償却費	537
一般管理費	47,544
人件費	46,377
諸経費	892
減価償却費	276
その他経常費用	22,639
財務費用	21,043
その他	1,596
臨時損失	4,790
収支差	2,391

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 平成17年度資金計画

(単位:百万円)

区	別	金	額
<b>資金収入</b>			<b>906,352</b>
	<b>業務活動による収入</b>		764,892
	診療業務による収入		707,298
	教育研修業務による収入		3,715
	臨床研究業務による収入		7,806
	その他の収入		46,073
	<b>投資活動による収入</b>		<b>17,215</b>
	施設費による収入		11,861
	その他の収入		5,354
	<b>財務活動による収入</b>		<b>45,990</b>
	債券発行による収入		2,989
	長期借入による収入		30,000
	その他の収入		13,001
	<b>前年度よりの繰越金</b>		<b>78,255</b>
<b>資金支出</b>			<b>906,352</b>
	<b>業務活動による支出</b>		693,053
	診療業務による支出		600,841
	教育研修業務による支出		7,063
	臨床研究業務による支出		9,400
	その他の支出		75,749
	<b>投資活動による支出</b>		<b>52,581</b>
	有形固定資産の取得による支出		52,581
	その他の支出		0
	<b>財務活動による支出</b>		<b>66,496</b>
	短期借入金の返済による支出		0
	長期借入金の返済による支出		59,006
	その他の支出		7,491
	<b>翌年度への繰越金</b>		<b>94,221</b>

(注1)計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。